

## 山口市一時保育事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育に対する保育需要に対応するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条及び山口市へき地保育所設置及び管理条例（平成22年山口市条例第3号）に規定する保育所（以下「保育所」という。）で実施する一時保育事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

事業名		内容
一時預かり事業	(1) 非定型的保育サービス事業	保護者の就労形態等により、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対する保育サービス事業
	(2) 緊急保育サービス事業	次項に定める理由により、緊急かつ一時的に保育を必要とする児童に対する保育サービス事業
	(3) 私的理由による保育サービス事業	保護者の育児に伴う心理的・身体的負担を解消するための保育サービス事業
緊急一時保育事業		次項に定める理由により、緊急かつ一時的に保育を必要とする児童に対する保育サービス事業

2 緊急保育サービス事業又は緊急一時保育事業を利用することができる理由は、次のとおりとする。

- (1) 保護者の出産、傷病又は入院
- (2) 保護者が裁判員又は裁判員候補者として裁判所に呼び出された場合
- (3) その他やむを得ないものとして特に必要があると認められる理由

### (実施保育所)

第3条 事業を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、本市に所在する保育所とし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める保育所とする。

- (1) 一時預かり事業 児童福祉法第34条の11の規定により一時預かり事業の実施を届け出た保育所
- (2) 緊急一時保育事業 前号に掲げる保育所以外の保育所

2 市長は、本市が設置する保育所を除く実施保育所の設置者と事業に関する委託契約を締結するものとする。

(対象児童)

第4条 事業の対象となる児童は、本市に居住する児童であり、児童福祉法第24条の規定による保育所における保育の対象とならない就学前児童とする。ただし、緊急保育サービス事業又は緊急一時保育事業の対象児童については、本市以外に居住する児童を含む。

(市外の保育所における緊急保育サービス事業又は緊急一時保育事業の特例)

第5条 本市に居住する児童が他の市町村に所在する保育所において緊急保育サービス事業又は緊急一時保育事業を利用しようとする場合で、本市に居住しているという理由で当該事業が利用できないものとされたときは、当該他の市町村に所在する保育所を実施保育所とし、事業を実施することができる。

(事業の実施)

第6条 事業の実施に当たっては、次の各号の規定に従うものとする。

- (1) 日々の対象児童数、利用の事由等の実施状況に関する書類を整備しておくこと。
- (2) 1日の保育時間は、当該実施保育所の保育時間の範囲内とすること。
- (3) 児童の健康状態の把握に努めること。
- (4) 一時預かり事業については、平成23年9月30日雇児発0930第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」の別添4「次世代育成支援対策推進事業評価基準」の1の(6)一時預かり事業に定める要件を満たして実施すること。
- (5) 緊急一時保育事業については、平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」による改正前の「保育対策等促進事業の実施について」の一時保育促進事業の要件を満たして実施すること。

(利用限度日数等)

第7条 この事業は、児童1人当たり1月につき14日を限度として利用できるものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情により市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の規定の適用については、同一の月において2以上の事業内容(第2条第1項に規定する事業内容をいう。)の事業を利用した場合又は2以上の保育所を利用した場合は、当該2以上の事業内容及び2以上の保育所における利用日数を合計した日数が児童1人当たり1月につき14日以内であることを要する。
- 3 緊急保育サービス事業又は緊急一時保育事業を同一の児童について連続する複数の月において利用する場合は、同一の理由で連続する2月を超えて利用することはできない。この場合において、当該事業を利用していた保護者が、その後、別の理由で当該事業を利用するときにおける連続月数の算定については、当初の理由(当該別の理由で事業の

利用を開始する日前に当該事業を利用していた理由をいう。)での当該事業の利用期間は含めない。

(利用の手続)

第8条 事業の対象となる児童の保護者は、申請書を市長に提出しなければならない。ただし、本市に所在する一時預かり事業の実施保育所については、当該実施保育所に提出するものとする。

2 市長又は実施保育所は、前項の申請書を受理したときは、これを速やかに審査し、その可否を保護者あてに通知するものとする。

3 事業の利用の必要がなくなった保護者は、速やかにその旨を市長又は実施保育所に届出なければならない。

4 市長又は実施保育所は、児童又は保護者が保育上の指示に従わない場合その他必要と認めた場合は、事業の利用を取り消すことができるものとする。

(委託料の支払い)

第9条 本市が設置する保育所を除く実施保育所に対して支払う委託料の額は、1日当たり1人につき2,100円とする。

(費用負担)

第10条 実施保育所(本市が設置する保育所にあつては、市長)は、事業を利用する保護者に飲食物費等の実費に係る費用負担(以下「費用負担」という。)を求めることができるものとする。

2 費用負担の額及び負担方法等については、実施保育所において定めるものとする。ただし、本市が設置する保育所における費用負担の額については別表のとおりとし、負担方法については市長が別に定める。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山口市一時保育事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成24年4月1日（以下「適用日」という。）以後における一時保育事業の利用から適用し、適用日前における一時保育事業の利用については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定の適用において、この要綱の施行の日以後に一時保育事業の利用を申請し、適用日前から適用日以後にかけて一時保育事業を利用する場合は、適用日前の利用についても新要綱の規定を適用する。
- 4 この要綱の施行の前日に、改正前の山口市一時保育事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為のうち、適用日以後における一時保育事業の利用に係るものは、新要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 前3項の規定にかかわらず、新要綱第6条第4号の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

本市が設置する保育所における費用負担の額

年齢別区分	1日当たりの費用負担の額
0歳児	児童1人につき2,500円
1歳以上児	児童1人につき2,000円

備考

- 1 市長は、生活保護世帯である場合は、費用負担を免除することができる。ただし、私的理由による保育サービスを利用する場合は、この限りでない。
- 2 市長は、災害等の理由により必要と認めるときは、費用負担を減額し、又は免除することができる。
- 3 この表における年齢別区分は、事業を利用する日における児童の年齢により、事業を利用する日ごとに決定する。